

郡山市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月28日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市条例第39号

郡山市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

郡山市放課後児童クラブ条例（令和4年郡山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（対象児童） 第6条 児童クラブに入所することができる者は、市内に住所を有し、かつ、郡山市立学校条例（昭和40年郡山市条例第45号）別表に規定する小学校及び義務教育学校の前期課程（以下「小学校等」という。）に就学している児童で、当該児童の保護者その他規則で定める者の全ての者が、次に掲げる事由のいずれかに該当することにより、昼間家庭において、当該児童の健全な育成を行うことができないと認められるものとする。ただし、市長が必要と認める児童については、この限りでない。 (1)～(4) （略） (5) <u>妊娠中、出産後間もないこと又は子が一定の年齢に達するまでの養育期間中であること。</u> （入所の制限） 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入所を許可しないことができる。 (1) （略） (2) <u>正当な理由なく第11条から第14条までに規定する使用料を滞納しているとき。</u> (3) （略） （入所又は延長利用許可の取消し等） 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入所又は延長利用の許可を取り消し、又は利用を一時的に停止させることができる。	（対象児童） 第6条 児童クラブに入所することができる者は、市内に住所を有し、かつ、郡山市立学校条例（昭和40年郡山市条例第45号）別表に規定する小学校及び義務教育学校の前期課程（以下「小学校等」という。）に就学している児童で、当該児童の保護者その他規則で定める者の全ての者が、次に掲げる事由のいずれかに該当することにより、昼間家庭において、当該児童の健全な育成を行うことができないと認められるものとする。ただし、市長が必要と認める児童については、この限りでない。 (1)～(4) （略） (5) 妊娠中又は出産後間もないこと。 （入所の制限） 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入所を許可しないことができる。 (1) （略） (2) （略） （入所又は延長利用許可の取消し等） 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入所又は延長利用の許可を取り消し、又は利用を一時的に停止させることができる。

